
日本企業の包括利益開示

甲南大学会計大学院 教授 中西 俊 夫

1 はじめに

2011年3月31日に終了する事業年度の連結財務諸表の開示内容に新たに『包括利益』が加わった。この結果財務諸表の体系が変更され、包括利益計算書が追加された。この計算書は決算短信及び有価証券報告書に含まれる財務諸表で開示されるが、開示の焦点は損益計算書で開示される当期純利益に追加する情報として利益と名のつく「包括利益」が開示され、利益の金額が2つになったことである。包括利益は包括利益計算書の最終行（ボトムライン）に表示されるが少数株主に係る包括利益を含んだ金額であり、当期純利益が少数株主損益を調整した後の親会社株主に係る金額となっているのと対照的である。連結財務諸表を利用する場合、少数株主が存在するケースでは、包括利益の解釈と利用には十分注意する必要がある。

包括利益の情報は投資関連の情報誌、例えば会社四季報でデータとして提供されているが、当期純利益と対比できる親会社株主に係る包括利益情報は提供されていない。このような現状で実際の包括利益の開示の内容について、実体をまず分析し開示の問題点を明確にしたいとの思いで分析をした。分析の対象は日本を代表する大企業31社の有価証券報告書における連結財務諸表の開示とする。この31社はトピックス・コア30を構成する企業のうち3月決算の28社、（日本基準17社、米国基準11社）と国際会計基準（IFRS）を採用する（3社）である。

2 実体分析

1 財務諸表の体系の変化

新しく包括利益の開示が始まったことにより有価証券報告書に開示されている財務諸表の体系が変更された。具体的には従来の財務諸表に新たに包括利益計算書が加わった。この追加開示により財務諸表の間のデータの相互関係も複雑になった。新旧の連結財務諸表の体系についての比較を図表1に示した。

図1 連結財務諸表の体系の新旧比較表

2011年3月31日前に終了する事業年度	2011年3月31日以降終了する事業年度
①貸借対照表	①貸借対照表
②損益計算書	②損益計算書
	③包括利益計算書
③株主資本等計算書	④株主資本等計算書
④キャッシュ・フロー計算書の4表構成	⑤キャッシュ・フロー計算書の5表構成 (2計算書方式)
	ただし②と③を1表にして「損益及び包括利益計算書」として表示す方式(1計算書方式)も認められている。

日本の会計基準採用17社すべてが採用している2計算書方式の場合、損益計算書の最終行(ボトムライン)である当期純利益の2行上の『少数株主損益調整前当期純利益』が包括利益計算書の最初の行と一致する。また包括利益計算書の『その他包括利益』の開示項目は株主資本等変動計算書上の関連項目と同じ表題で開示されている。ただし企業会計基準第25号第7項の定めにより「持分法を適用する被投資会社のその他包括利益に対する投資会社の持分相当額は、一括して区分表示する」とされ該当事項があれば包括利益計算書上は「持分法適用会社に対する持分相当額」として表示される。一方株主資本変動計算書上の開示項目には「持分法適用会社に対する持分相当額」の項目はなく、開示されている各項目の当期純変動額の一部を構成している。この結果「持分法適用会社に対する持分相当額」の金額はその他包括利益の開示項目と株主資本等変動計算書の関連項目の不一致の原因となる。なお2011年3月期の開示では差額についての注記等による調整はされていない。

一方米国の会計基準を採用している11社の場合、株主資本変動計算書¹⁾(日本基準の株主資本等変動計算書)上またはその注記により、その他包括利益累計額の項目とその他包括利益の開示項目を一致させ、項目ごとに調整されている(図表4参照)。またIFRSを採用している3社の包括利益開示項目は関連する持分変動計算書項目と調整しているが、そのうちの1社はその他包括利益累計額全体でしか調整できない開示となっていた。なお金融庁が公表している開示例²⁾は「持分法適用会社に対する持分相当額」を株主資本変動計算書上も開示科目としているので、これに従えば差異は発生しない。

2 包括利益の定義と計算

包括利益は「ある企業の特定期間の財務諸表において認識された純資産の変動額のうち、当該企業の純資産に対する持分所有者との直接的な取引によらない部分」(企業会計基準第25号包括利益の表示に関する会計基準4項。)と定義されるが、その表示により純資産と包括利益のクリーン・サープラス³⁾を満たすことになった。なお包括利益計算書の最終

行（ボトムライン）である包括利益は次の式で計算する。

◆損益計算書：【少数株主損益調整前当期純利益】 - 【少数株主損益】 = 【当期純利益】

◆包括利益計算書：【少数株主損益調整前当期純利益】 + 【その他の包括利益】 = 【包括利益】

その他の包括利益は、貸借対照表の純資産の部に表示されている「その他の包括利益累計額」（従来は「評価・換算差額」と表示）の当期変動額の内容を示す項目として計算・開示されている。その他包括利益の各項目は税金の影響額を控除した金額でかつ、少数株主に係るその他の包括利益を含んだ金額で開示されている。

この結果損益計算書上のボトムラインである当期純利益が少数株主損益を調整した後の金額であるのに対して、包括利益計算書のボトムラインである包括利益は少数株主に帰属する部分を調整する前の金額すなわち、少数株主に係る部分も含んだ金額が開示され、その内訳として親会社株主に係る包括利益と少数株主に係る包括利益を示す形となっている。

当期純利益が親会社説で説明できるのに対して、包括利益は少数株主に係る部分を含む企業全体持主に対する包括利益を表していることから、経済的単一体説の説明がなじむ。この結果『利益』に関して、どちらの説によって説明しても統一的な理解が非常に難しい状況が生じている。

また現状では日本基準においては、株主資本等変動計算書上の株主資本以外の項目は純額表示のみであるため、その他包括利益累計額及び少数株主持分について項目別増減明細は示されていない。表示されれば、包括利益計算書上のその他包括利益の表示項目と株主資本等変動計算書上のその他包括利益累計額の項目毎の増減との調整が明確となる。なお米国基準も IFRS もこれらの項目別増減明細を開示し調整可能な開示を実現している（図表4参照）。

3 日本基準による包括利益計算書の表示項目と実態分析

日本基準の包括利益計算書は少数株主調整前当期純利益にその他包括利益を加減算して包括利益を計算する様式となっている。なおその他包括利益は「その他有価証券評価差額金」、「繰延ヘッジ損益」、「為替換算調整勘定」等貸借対照表の純資産の部の表示に合わせて区分するが、持分法適用会社がある場合、「持分法適用会社に対する持分相当額」として表示することとなっている。

2011年3月31日に終了する事業年度の決算の実態分析の結果は図表2に示したとおりである。この分析の対象は東京証券取引所のトピックスコア30（2011年11月現在）を構成する30の企業のうち日本基準で3月期決算の17社とした。分析の対象資料は各社の有価証券報告書によった。読者の理解と金額の重要性を実感してもらうために、開示項目を標準的な2計算書方式の包括利益計算書様式に17社が開示しているすべての項目ごとに合計した金額を17社で割って得た金額を記入して表にまとめた。前年度の数字は財務諸表の注記に開示されているものをベースに同様に計算し集計表示した。

なお各項目から控除された税効果額の注記は来年度からであるが早期適用が可能とされている。しかし調査対象会社で早期適用して注記している例は見当たらなかった。

また包括利益に計上されたものが売却や評価損の計上等により実現し再度損益に計上されるいわゆるリサイクルに対応する「組替調整額」の注記も来年度からで早期の適用が可能となっているが、こちらも注記している企業はない。リサイクルは認められた基準であるがリサイクルが生じた場合にはその他包括利益の当期発生額が損益に振替えた額だけ控除されて表示されるため、注記がなければ正しい状況判断ができないと推定される。

分析の結果を見ると海外子会社の年金債務調整額が計上されているが該当した会社は3社であった。これは日本の会計基準では現在検討中の項目であり、このような開示を投資家などの財務諸表の利用者が判断がどのように判断するか注目される。なお投資情報誌である会社四季報最新号では【年金積立不足】のタイトルで純資産への影響額が先行開示されているが、より信頼性の高い情報を提供するように促していると考えられる。

図2 包括利益計算書の分析

【連結損益計算書】		(単位:百万円)	
日本基準の大企業17社平均		前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
(詳細内容省略)		⋮	⋮
少数株主損益調整前当期純利益		169,937	213,281
少数株主利益		20,750	11,908
当期純利益		149,187	201,373

【連結包括利益計算書】		(単位:百万円)	
日本基準の大企業17社平均		前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益		169,937	213,281
その他の包括利益			
その他有価証券評価差額金		177,180	(57,997)
繰延ヘッジ損益		(1,775)	(2,954)
為替換算調整勘定		6,609	(53,289)
土地再評価差額金		(17)	50
海外連結子会社の年金債務調整額		428	(32)
持分法適用会社に対する持分相当額		3,379	(2,195)
その他の包括利益合計		185,804	(116,417)
包括利益		355,741	96,864
(内訳)			
親会社株主に係る包括利益		334,177	88,557
少数株主に係る包括利益		21,564	8,307

参考相場	平成21年3月31日	平成22年3月31日	平成23年3月31日
日経平均株価 円	8,110	11,090	9,755
円の為替相場対ドル	98.81	93.45	83.15

4 その他包括利益が実現した場合のリサイクル

包括利益に計上されたものが再度損益に計上されるいわゆるリサイクル処理は認められた基準であるが、土地評価差額金について売却等により損益が実現した場合は例外的に利益剰余金に直接振替えることが定められている。この処理では未実現利益の実現額を次のように仕訳処理することが考えられる。

(借方) 土地再評価差額金	(貸方) 利益剰余金
(利益剰余金への振替) ×××	(土地評価差額金から振替) ×××

この仕訳は純資産の増減に影響しない、単なる科目振替であり当期純利益、包括利益のどちらにも影響が生じない。すなわちリサイクルをしない処理となっている。

リサイクルの発生と「組替調整額について以下に説明をする。

◆リサイクル：

その他の包括利益に含められた項目が再度当期純利益計上されることをいい包括利益計算書上はその他包括利益の当期純利益への組替調整額として注記される。

◆発生のパターン：

- ① その他有価証券評価差額金は売却によるその他有価証券売却益の計上、その他有価証券評価損の認識
- ② 為替換算調整勘定は子会社・関連会社株式売却により損益認識された金額
- ③ 繰延ヘッジ損益はヘッジ対象に係る損益の認識に伴い損益認識された金額などが考えられる。

調査対象企業のうち1社（IFRS適用会社）はリサイクルをしない処理を適用している。この場合はリサイクル対象の項目は損益計算書を経過せずに利益の場合は直接利益剰余金の増加とし、同額をその他包括利益累計額の減少として処理する結果、純資産の増減は生じない。これは日本基準における土地再評価差額金の取扱と同じ仕組みである。

5 有価証券報告書のサマリー情報と包括利益

有価証券報告書における主要な経営指標等の開示は、有価証券報告書の中表紙の次のページに「第1【企業の概況】1【主な経営指標等の推移】(1)連結経営指標等」の表題で主要な経営指標等として売上高、経常利益、当期純利益、包括利益、純資産、総資産、1株当たり純資産、1株当たり当期純利益金額等が5年間の比較形式の情報として開示されている。このうち包括利益の開示は平成23年3月期から開示がスタートしたことを反映して、当期1年のみの開示となっている。ちなみに米国基準採用では3年間の開示が1社で残り10社はすべて5年間の開示をしている。一方IFRS採用する2社が3年の開示を行っているが、米国基準から変更した1社は2年の開示をしている。ただしこの企業のは、米国基準で5年間すべての項目の開示を行った上に追加で、2年間はIFRSに準拠した開示している。有価証券報告書利用者の利便性を考えるならば日本基準の場合も2年間の開示

はすべきであったと考える。

日本基準では包括利益の欄で開示されているデータは少数株主に係る包括利益を含めた金額であるが、米国基準及びIFRSでは開示内容にばらつきがあるので「図表3 主な経営指標における包括利益の開示」として現状をまとめた。ここから読み取れるのはこの開示がすべて日本を代表する大企業の連結財務データでありながら、サマリー情報を、親会社の株主の立場で首尾一貫させるのか、項目ごとに親会社の立場と企業の立場を切り替えるのか明確にできていない状況になっていることである。海外の投資家等の財務諸表の利用者の立場からみると大変不思議な連結財務データの多様性と映るであろう。

図3 主な経営指標における包括利益の開示

採用会計基準	少数株主（非支配持分）を含む 包括利益		親会社株主に帰属する包括利益	
	会社数	主なタイトル表示	会社数	主なタイトル表示
日本	17	包括利益	0	該当なし
米国	3	包括利益（△損失）	8	・当社株主に帰属する当期包括利益又は 当期包括損失（△） ・当社株主に帰属する包括利益 ・当社に帰属する包括利益 ・包括損益（会社名に帰属）
IFRS（注）	2	包括利益（全事業） 当期包括利益	1	当期包括利益（親会社の所有者に帰属）

注 IFRSの開示の3社のうち1社は少数株主がいがないが表示上は非支配持分を含む包括利益と見做して分類した。

6 米国会計基準を採用する日本企業の包括利益の開示

東京証券取引所のトピックススコア30を構成する企業のうち12社（40%）は米国の会計基準を採用している。このうち3月決算の企業11社について2011年3月31日終了事業年度の包括利益の開示状況について分析した。

米国基準は包括利益の開示について3つの方法を認めている⁴⁾が、①株主資本変動計算書の中で包括利益を表示している企業が8社、②損益計算書とは別に包括利益計算書を作成・開示している企業が2社、③損益及び包括利益計算書として作成・開示している企業が1社であった。ただし②および③の方式採用企業についても、すべてその他包括利益項目別明細と株主資本変動計算書表示項目と調整ができた。この結果をもとに米国基準採用企業がすべて株主資本変動計算書形式で開示したと仮定してデータを集計・平均して図表4『米国基準採用企業の株主資本変動計算書』を作成した。この表では包括利益項目を法人所得税控除後の金額で計上している。ただし法人税所得税に関連する詳細情報は財務諸表の注記に開示されている。またこの図表を日本基準の株主資本等変動計算書と比較すると一番大きな違いは非支配持分（日本基準では少数株主持分）の増減がその他包括利益の開示項目を含む詳細な項目別に開示されていることである。財務諸表の利用者はこの開示により容易に包括利益と包括利益累計額を調整できクリーン・サープラスが満たされていることが確認できる状況である。なお分析した限りでは「持分法適用会社に対する持分相当額」の開示はされていない。この結果包括利益と株主資本変動計算書の調整は完璧にできる状況であり、財務諸表利用者が分析しやすい開示となっている。

図4 米国基準採用企業の株主資本変動計算書に開示された包括利益

【連結株主資本変動計算書】

米国基準採用11社平均

(金額単位:百万円)

区分	資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の包括利益(△損失)累計額	自己株式	株主資本合計	非支配持分	純資産合計
2009年3月31日現在残高	406,601	743,116	3,230,680	△ 526,321	△ 352,067	3,502,009	371,291	3,873,300
当社株主との資本取引	XXX	XXX				XXX		XXX
現金配当			XX			XX	X	XX
持分変動及びその他		XX					X	XX
包括利益(△損失)								
当期純利益			166,074			166,074	25,975	192,049
外貨換算調整勘定				33,645		33,645	1,347	34,992
未実現有価証券評価損益				53,666		53,666	3,551	57,217
年金債務調整勘定				36,652		36,652	1,220	37,872
未実現デリバティブ評価損益				4,233		4,233	92	4,325
包括利益(△損失)合計						294,270	32,185	326,455
新株予約権の付与及び行使		XX				XX		XX
自己株式の購入等					X	X		X
自己株式の売却等		X			X	X		X
2010年3月31日現在残高	446,117	776,745	3,326,707	△ 396,969	△ 350,618	3,801,982	436,333	4,238,315
当社株主との資本取引	XXX	XXX				XXX		XXX
現金配当			XX			XX	X	XX
持分変動及びその他		XX				XX	X	XX
包括利益(△損失)								
当期純利益			258,538			258,538	35,326	293,864
外貨換算調整勘定				△ 99,198		△ 99,198	△ 7,508	△ 106,706
未実現有価証券評価損益				△ 10,378		△ 10,378	△ 924	△ 11,302
年金債務調整勘定				△ 12,856		△ 12,856	△ 875	△ 13,731
未実現デリバティブ評価損益				587		587	44	631
包括利益(△損失)合計						136,693	26,063	162,756
新株予約権の付与及び行使		XX				XX		XX
自己株式の購入等					X	X		X
自己株式の売却等		X			X	X		X
2011年3月31日現在残高	446,159	761,647	3,449,838	△ 519,347	△ 294,135	3,844,162	405,167	4,249,329

注 網掛けの部分のデータの記載は省略しているが数字が記入される欄を「X」で示した。

7 国際会計基準(IFRS)を採用する日本企業の包括利益の開示

2010年3月期よりIFRSによる財務諸表の作成が認められ、2011年3月期では3社がIFRSによる連結財務諸表を作成している。そこでトピクス・コア30を構成する会社ではないが、日本基準及び米国基準での包括利益の開示と対比する形でこれら3社について分析した。分析の結果は「図表5 国際会計基準(IFRS)採用企業の包括利益計算書」にまとめている。IFRSではその他包括利益には「包括利益持分法適用関連会社のその他の包括利益持分」の独立表示が要求されているため日本基準と同様の分析項目となっている。ただし開示方法は非支配持分を含んだ法人所得税控除前の包括利益項目を表示し、損益計算書と同じようにその他包括利益に対する法人所得税を一括表示する形式によっている。包括利益計算書のその他包括利益の項目表示内容と株主資本変動計算書上のその他の資本構成要素(または累積その他包括利益)の詳細な項目開示(注記による開示も含む)との調整の状況は3社とも異なっている。すなわち①米国の主流である株主資本変動計算書と同様の様式すなわち横軸に資本の構成項目、縦軸に変動の発生原因を記載する方式により完全に調整できているもの

② ①と同様の様式であるが変動の発生原因をその他包括利益1行で表示しているため項目別の調整は困難なもの

③ 日本基準と同じ資本項目と増減発生原因を縦軸に並べ、横軸に年度表示する様式に注記を加えてその他の資本構成要素の項目別に期首、増減、期末の調整をする方式であるが項目別の非支配持分の変動が明示されていないためその他資本構成要素合計での調整のみ確認できるもの

となっていて完全な調整を保証できていないのが現状である。

図5 国際会計基準(IFRS)採用企業の包括利益計算書

【連結包括利益計算書】

IFRS採用企業3社平均

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
当期利益	71,740	90,370
その他の包括利益:		
売却可能金融資産評価損益	30,908	51
FVTOCIの金融資産(注)		△ 22,460
キャッシュ・フロー・ヘッジ	△ 966	2,726
在外営業活動体の為替損益	15,464	△ 31,545
確定給付制度の数理計算上の差異	9,963	△ 7,831
持分法適用関連会社のその他の包括利益持分	2,292	△ 75
その他の包括利益(損失)に関する法人所得税	△ 16,862	8,969
その他の包括利益合計	40,799	△ 50,165
当期包括利益	112,539	40,205
当期利益の帰属:		
親会社の所有者	70,406	87,180
非支配持分	1,334	3,190
当期包括利益の帰属:		
親会社の所有者	110,568	37,999
非支配持分	1,971	2,206

注

FVTOCI: Fair Value Through Other Comprehensive Income 公正価値測定により発生した公正価値変動をその他包括利益として認識する金融商品

③ まとめ

日本の大企業の包括利益情報は連結財務諸表のみの開示であるが、準拠する会計基準が日本基準、米国基準、IFRSと分かれていて多様な様式が混在している状況にある。なかでも今年から開始された日本基準の場合、注記がないことや株主資本等変動計算書上での項目別開示が株主資本を除いては純額表示のため包括利益計算書との調整が財務諸表だけではできない状況など当年度に限ってみると不十分な開示となっている。一方米国基準での主流の開示では株主資本等変動計算書の項目に対する増減を包括利益が明示される表形式で作成の上、注記で税効果の開示も行う方式になっている。IFRSの場合も原則は米国

基準と同じであるので、日本基準の開示が非常に遅れているとの誤解を招くのではと危惧される。連結財務情報のサマリー開示についても包括利益の欄の内容がバラついているため、会計基準の違いを超えた統一が図られることが望まれる。なお包括利益の開示要求をすべて充たすには、株主資本等変動計算書の株主資本以外の項目の詳細な増減が必要となるので、これらの増減項目を独立した連結科目とした連結精算表の様式を開発し、連結修正仕訳を適切な科目で作成し、連結精算表に転記集計する対応が必要となる。この点を考慮して現状の連結実務を再度検討することが制度のスムーズな運用に不可欠であると考えられる。

【注】

- 1) 米国基準の株主資本等変動計算書のタイトルは各社各様で株主資本変動計算書、株主資本勘定計算書、株主資本勘定増減表、株主資本持分計算書、資本勘定計算書、資本勘定変動表、資本変動表、純資産計算書の8つもの異なる表記がなされている。
- 2) 「国際会計基準に基づく連結財務諸表の開示例」金融庁ホームページ公表（2009年12月18日）の7ページ連結持分変動計算書のひな形で「持分法によるその他の包括利益」を独立した項目として扱っている。日本基準では独立していないが独立した項目とすれば常に調整が実現できることとなる。
- 3) クリーンサープラスとはある期間における資本の増減（資本取引による増減を除く）が当該期間の利益と等しくなる関係をいう（企業会計基準第25号包括利益の表示に関する会計基準第21項注記）
- 4) 中央青山監査法人『アメリカの会計原則』、2005年304頁。

